

# マンション・アパート等における各種制度について

## ◎共同住宅の水道料金等算定の特例制度

上下水道局のメーターを通った水を、複数の独立した世帯が家庭用として使用している場合に、各世帯が均等に使用したものとして水道料金等の計算を行います。

### 要件にご注意ください(主な要件を記載しています)

- ・メーター口径が40mm以下であること
  - ・アパート・マンション等の共同住宅（棟が分かれている共同住宅は対象外／各世帯が直接利用するための風呂、トイレ及び台所を有すること）※1
  - ・店舗等と併用の建物の場合は、住居部分が60%以上を占めている※2
- ※1 2世帯住宅を含む  
※2 店舗の水量を計測するためのメーターを別途設置すること

詳細についてはホームページでご確認ください。



## ◎共同住宅の水道各戸検針および各戸徴収サービス

上下水道局のメーターと建物の所有者設置の各世帯のメーターを検針員が同時に検針します。

各世帯に対し上下水道局が「使用水量等のお知らせ」での通知、料金の徴収等を行います。

### 要件にご注意ください(主な要件を記載しています)

- ・検定の切れていない水道メーターが各世帯及び共用部分に設置されている
- ・アパート・マンション等の共同住宅（棟が分かれている共同住宅は対象外／各世帯が構造上又は利用上独立して居住するように区画されていること）
- ・店舗等と併用の建物の場合は、住居部分が60%以上を占めている

詳細についてはホームページでご確認ください。



共同住宅等の各種制度について  
手続き・相談・ご質問はこちらへ 

高知市上下水道局 料金お客さまセンター  
住所：高知市大原町98番地1  
電話：088-832-1132

